

1 趣旨

成年後見制度は、認知症、精神障がい、知的障がい等により判断能力が十分でない人の権利を擁護する制度です。しかし、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていない現状があります。

こうした状況の中、平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号。以下「成年後見制度利用促進法」という。）が施行され、平成 29 年 3 月には、国の「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。

三鷹市では、現在、市民の権利擁護に係る事業を三鷹市社会福祉協議会へ委託をしており、これに基づき、同協議会が開設している「権利擁護センターみたか」を中心に、権利擁護事業や成年後見制度の利用促進事業を行っています。今後さらに成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的に推進するため、「三鷹市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、より一層の成年後見制度の利用促進を図ります。